

## 1 専門部会の設置に当たって

審議を専門的に効率的に行うため、区民会議には、専門部会を設置することができます。  
(川崎市区民会議条例第7条)

- 充実した意見交換を図るため、一定の人数（10人程度）が必要となります。
- 専門部会は、2部会の設置を想定しています。
- 1つの専門部会で、2～3程度の課題が審議可能な範囲と考えております。
- 委員が出席しやすい開催日時を調整する必要があります。

## 2 専門部会の運営について

専門部会の運営は、関心のある分野に関わる課題を審議することのできる、次のような案が適当であると考えられます。

**案 分野ごとに専門部会を運営する**

選定された審議課題の分野をもとにして専門部会を設置・運営し、関心のある分野の専門部会に参加の上、それに関連する審議課題を審議

例)

分野A	審議課題	→	解決に向けた調査・検討
	審議課題	→	解決に向けた調査・検討
分野B	審議課題	→	解決に向けた調査・検討
	審議課題	→	解決に向けた調査・検討

## 3 専門部会での審議の進め方

専門部会の審議の進め方は、十分な審議時間を確保することから、次のような案が適当であると考えられます。

